

令和2年度 地域包括支援センター業務 評価について

令和2年7月22日

健康福祉部 地域福祉室 介護保険課

目的

- ・ 地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として設置している。
- ・ 市は地域包括支援センターの設置責任主体であり、その運営について適切に関与することが必要とされている。
- ・ 地域包括ケアシステムを構築していくに当たり、地域包括支援センターの運営が安定的・継続的に行われるよう、市町村の定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等、地域包括支援センターの業務評価を実施することが必要である。

根拠

◆介護保険法第115条の46 第4項

地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。

◆介護保険法第115条の46 第9項

市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

◆地域包括支援センターの設置運営について(厚生労働省通知)

3 市町村の責務 ④ 効果的なセンター運営の継続

ア 自己評価と市町村の定期的な点検

今後、市町村を中心とした地域包括ケアシステムを構築していくに当たっては、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たすセンターの運営が安定的・継続的に行われていくことが重要となる。そのためには、まずはセンター自らがその取組を振り返るとともに、設置者である市町村がセンターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行っていくことが重要であり、点検や評価を実施し、評価を踏まえた事業の質の向上のための対応を徹底することとされている。

具体的には、別に定める指標を全国で統一して用いることで、全国的な傾向と比較することにより、市町村が事務局となって設置する地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)と連携しつつ、②に掲げる市町村が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか適切な人員体制が確保されているか等について、点検・評価を適切に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できる。

実施方法

- ① 各地域型地域包括支援センターは「伊丹市地域包括支援センター運営指針」とそれぞれの業務実績に基づき、「地域包括支援センター運営状況調査票」にて自己評価を実施。
- ② 介護保険課職員、基幹型地域包括支援センター職員が、各地域包括支援センターを訪問し、各地域包括支援センター職員からの聞き取りや各種書類の確認等を実施し、その後介護保険課が改めて評価し、各地域包括支援センターに評価結果を通知。
- ③ 地域包括支援センター業務評価結果をまとめ、伊丹市地域包括支援センター運営協議会に報告。

